

令和2年4月28日

保護者 各位

つぼみ認定こども園

園長 吉村 光智

保育所・こども園の臨時休園及び

特別措置期間の延長について

保護者の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止における取り組みに対し、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和2年4月16日に全国に発令された**緊急事態宣言**と各地の**保育所での感染報告**をうけ、4月22日(水)より、保育所・こども園の臨時休園及びそれに伴う特別措置の実施について、ご協力いただいているところでありますが、現在も、奈良県内において感染報告が続き、感染拡大が止まる気配を見せない状況であり、園児及びご家族や職員の命・健康を守るため、臨時休園及びそれに伴う特別措置の期間を**5月31日まで延長**させていただきます。

保護者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 臨時休園に伴う特別措置を実施する期間

令和2年4月22日～令和2年5月31日

2. 保育の対象となる家庭 **【特別措置】**

保護者やご家庭の状況が次のいずれかに該当する場合に限り、保育を実施します。

- ・医療従事者、警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業(※1)を継続することが必要な方
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方や、その他やむを得ない理由がある方

※1 公共交通機関、食料品店、金融機関、その他ライフライン維持にかかる業種への従事者

→ **【特別保育利用申請書】**を各園まで提出してください。

3. 保育料・副食費の取り扱いについて(重要: 下記はつぼみ認定こども園独自の方法です)

つぼみ認定こども園の5月保育料・副食費につきまして、毎月実施しております定例引き落としは実施しません。**【特別保育利用申請書】**をご提出いただいた方に対して、保育料・副食費を日割りで計算し(※)、5月15日頃に個別の**【請求書】**をお渡しします。そこに記載されている額を5月20日迄に現金でお支払いいただく形になります。よろしくお願ひします。

※お住まいの市町村により、計算方法が若干変わりますが、園で計算し、計算式とともに請求書に金額を記載いたします。